第１号様式（第４条関係）

令和　 　　年　　　　月　　　　日

（宛先）

山口市長

申請者　住　所　〒　　　　　　―

氏　名

（法人等の場合、法人名及び代表者氏名）

電話番号　　　　　　　－　　　　　　　－

担当者氏名

連絡先

山口市施設園芸農家加温燃料高騰対策緊急支援事業助成金交付申請書兼請求書

　山口市施設園芸農家加温燃料高騰対策緊急支援事業における助成金の交付を受けたいので、次のとおり申請及び請求します。

１　交付申請（請求）額（別紙「交付申請内訳書」２の（Ｄ））

|  |  |
| --- | --- |
| 交付申請（請求）額 | 円　 |

２　振込先口座 

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 金融機関名 | * 山口県農業協同組合
 | 支店・支所名 |  　支所支店 |
| □ 銀行□　　　　　　　　 金庫 |
| 口座番号 |  |  |  |  |  |  |  | 種　　別 | □普通　□当座 |
| フリガナ |  |
| 口座名義 |  |

3　添付書類

1. 別紙「交付申請内訳書」
2. 振込先の通帳等の写し（申請者名義のもの）
3. 加温燃料購入量の証明書類（領収書、請求書等の写しなど）

（燃料の購入量、金額、納品日がわかるもの。ＬＰガス、電気の場合は、電力会社またはガス会社等から発行される使用量のお知らせ等、請求月や使用量が確認できるもの）

別紙（交付申請内訳書）

１　加温設備等の設置状況

|  |  |
| --- | --- |
| 主たる園芸施設の設　置　場　所 | □申請者住所と同じ（※左欄□に✔を記入）□その他（　住所　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 園芸施設の規模 | 加温設備の種類（いずれかに〇） | **施設園芸用に限る** | 使用燃料（いずれかに〇） |
| メーカー・型番等 |
| ｍ　×　　　　ｍ×　　　　棟（うち加温設備の設置数　　　　　棟） | ハウス暖房機・ヒートポンプその他（　　　　　　　　　　　　　） | メーカー型番等 | Ａ重油 ・ 灯油ＬＰガス ・ 電気 |
| ｍ　×　　　　ｍ×　　　　棟（うち加温設備の設置数　　　　　棟） | ハウス暖房機・ヒートポンプその他（　　　　　　　　　　　　　） | メーカー型番等 | Ａ重油 ・ 灯油ＬＰガス ・ 電気 |
| ｍ　×　　　　ｍ×　　　　棟（うち加温設備の設置数　　　　　棟） | ハウス暖房機・ヒートポンプその他（　　　　　　　　　　　　　） | メーカー型番等 | Ａ重油 ・ 灯油ＬＰガス ・ 電気 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 同一燃料タンク（メーター）における他の農業設備等の燃料使用の有無 | 　有の場合その他の燃料使用設備 | 燃料使用量における加温設備の使用割合（※） |
| （いずれかに〇）有　　・　　無 |  | （Ｃ）％ |

※（Ｃ）加温設備の使用割合は、加温しない月との燃料使用量の比較や、カタログ等で時間当たりの使用量を確認し、申請者において算出してください。使用割合に関する根拠資料の提出を求める場合があります。

２　助成対象経費

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| （Ａ）Ａ重油、灯油令和４年12月１日から令和５年２月28日での間に納品された燃料（量）ＬＰガス、電気供給会社等からの令和４年12月から令和５年２月分として請求された使用量 | （Ｂ）助成単価  | （Ｃ）燃料使用量における加温設備の使用割合（％） | 助成金額（Ａ）×（Ｂ）×（Ｃ）×１/１００ |
| Ａ重油 | ℓ　 | １４円 |  | ①　　　　　　　　　　円 |
| 灯油 | ℓ　 | １５円 |  | ②　　　　　　　　　　円 |
| ＬＰガス | ㎥　 | ５４円 |  | ③　　　　　　　　　　円 |
| 電　　気 | Kwh | １.６円 |  | ④　　　　　　　　　　円 |
| 算出額⑤ =（①＋②＋③＋④） | 円 |
| 交付申請（請求）額（⑤の千円未満切捨） | （Ｄ）円 |

３　主たる作物及び販売先

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 主たる作物 |  | 販売先（店舗名等） |  |

４　誓約事項

|  |  |
| --- | --- |
| チェック | 事項 |
|  | 下記について誓約する。 |
| 翌年度も農業経営を継続します。また、以下の場合には、助成金を返還すること、又は交付されないことに異存ありません。〇提出書類において、虚偽の内容を申請したことが判明した場合〇対象経費以外の使途に、燃料等を使用したことが判明した場合〇過大に燃料を購入したことが判明した場合〇適切な作付け・温度管理・収穫等が行われていないことや、正当な理由なく、出荷・販売をしていないこと、その他交付要件を満たす取組が行われていないことが判明した場合〇山口市による調査に応じない場合 |

　　※誓約がない場合は、事業申請ができません

※個人情報は、本事業および地域農業振興以外の用途には使用しません

５　添付資料貼付欄

①振込先の通帳等の写し（申請者名義のもの）



通帳（裏表紙（２ページ目））の写し　別紙添付の場合はこちらに✔

②加温燃料購入量の証明書類（領収書、請求書等の写し）貼付欄

Ａ重油、灯油の場合は、燃料の油種、購入日や購入量、金額、購入者、販売者がわかるもの。ＬＰガス、電気の場合は、燃料供給事業者等から発行される使用量のお知らせ等、請求月や使用量が確認できるものを貼付してください。



（１枚で収まらない場合は用紙を追加してください）　別紙添付の場合はこちらに✔

事務使用欄

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 種別 | 受付部署 | 事務局確認欄 |
| 受付部署 | 受付日 | 受付番号 | 納品日（請求月） | 使用量 |
| 燃料 | 山口、小郡、秋穂阿知須、徳地、阿東 |  |  |  |  |